

事 務 連 絡  
平成27年1月29日

各都道府県消費生活協同組合主管課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

生活困窮者自立支援法の施行に伴う留意点について

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の適正な運営の指導については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への自立支援を強化する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の平成27年4月からの施行に向け、国や都道府県等において各種準備が進められておりますが、組合においても、その活動を通じて生活困窮者の自立に向けた取組、具体的には自立相談支援事業及び家計相談支援事業などの実施が期待されております。

今般、組合が自立相談支援事業及び家計相談支援事業を実施する場合の留意点（組合員以外の利用の取扱い）を別添のとおり整理しましたので、御参考としていただき、適切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、御了知の上、本事務連絡の内容について、貴管内組合に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

《照会先》

担 当：厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室 生協第二係  
代 表：03-5253-1111  
内 線：(2875)  
FAX：03-3592-1459